

平成 2 9 年 度

第 1 回 千 葉 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会

議 事 録

平成 2 9 年 4 月 2 1 日（金）

千 葉 市 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 保 全 課

平成29年度第1回千葉市環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成29年4月21日（金） 午前10：00～10：49

2 場 所：千葉市役所本庁舎8階 正庁

3 出席者：（委員）

岡本会長、前野副会長、大原委員、田口委員、土谷委員、鶴見委員
北原委員、能川委員、佐久間委員、羽染委員

（事務局）

矢澤環境保全部長、御園環境総務課長、安西環境保全課長
木下環境規制課長、山内温暖化対策室長、川西自然保護対策室長
遠藤環境保全課課長補佐

4 議 題

（1）配慮書に係る審査会委員意見及び事業者見解について

（2）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（答申）

（3）その他

5 議事の概要

（1）配慮書に係る審査会委員意見及び事業者見解について

平成28年度第4回審査会における配慮書に係る審査会委員意見に対する事業者見解について事業者から説明を受けた。

（2）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（答申）

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書の審査結果について、市長に対し、答申した。

（3）その他

今後のスケジュールを確認した。

6 会議経過

午前 10 時 00 分 開会

【遠藤環境保全課課長補佐】 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たり、環境保全部長の矢澤よりご挨拶申し上げます。

【矢澤環境保全部長】 おはようございます。この 4 月に着任をいたしました環境保全部長の矢澤でございます。平成 29 年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審査会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、環境行政はもとより市政各般にわたりご指導、ご協力をいただいておりますことを、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、千葉市から提出されました千葉市若葉区にございます北谷津清掃工場を撤去し、新たな清掃工場を建設する計画に係る計画段階環境配慮書の 2 回目の審査となります。

このたび答申を取りまとめていただくに当たりまして、委員の皆様には、ご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

【遠藤環境保全課課長補佐】 次に、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 17 名のところ、本日は、現在 10 名の方にご出席いただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、三澤委員、諸井委員、矢野委員、杉田委員、根上委員、櫻庭委員の 6 名の委員の方から、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、座席表にお名前がありますが、田部井委員が急遽ご欠席となりました。

それでは、引き続きまして、4 月 1 日付で人事異動がございましたので、事務局の紹介をさせていただきます。

環境保全部長の矢澤です。

環境総務課長の御園です。

環境保全課長の安西です。

環境規制課長の木下です。

環境保全課温暖化対策室長の山内です。

環境保全課自然保護対策室長の川西です。

そして、私、環境保全課課長補佐の遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、机上にあります本日の会議資料のご確認をお願いいたします。まず、A4判1枚で次第がございます。同じく、A4判1枚で座席表がございます。続きまして、以前にお配りし、本日ご持参をお願いしておりますもので、資料1「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書」及び配慮書のあらましでございます。次に、資料2といたしまして、「平成28年度第4回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事業者見解」、これはA4横の6ページのレジュメとなっております。この資料2の別紙といたしまして、別紙1「新旧施設の大気汚染物質の発生量について」、これはA4一枚紙のものでございます。同じく、別紙2「対象事業実施区域周辺の地盤・地下水位等の状況」、これはA4判のカラー刷りになっているものでございます。最後に、資料3といたしまして、「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（答申案）」となっております。

以上でございますが、不足、乱丁等がございますでしょうか。お気づきになられた場合は事務局にお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に、会議、議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。また、議事録も委員の皆様のご承認をいただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

最後に、傍聴に関する注意でございます。傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 皆さん、おはようございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議題1の「配慮書に係る審査会委員意見及び事業者見解について」です。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

なお、私も着席をして進めさせていただきますので、説明される方も着席したままで結構です。

それでは、よろしくお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、座って説明させていただきます。

前回からの流れについて簡単に説明させていただきます。

去る3月23日に開催させていただきました平成28年度第4回審査会におきまして、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について諮問させていただきご審議いただいたところですが、本日は、前回の審査会において委員の皆様からいただきましたご意見につきまして、事業者から説明を受けたいと考えております。

なお、審査会後に追加の質問等はございませんでしたので、ご報告いたします。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者からの説明になります。千葉市廃棄物施設課より説明をお願いいたします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 廃棄物施設課でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、座ってご説明させていただきます。

資料 2 の事業者見解でございます。

初めに、1 の煙突の耐震性についてですが、ごみ焼却施設は通常の公共施設よりも 25% 程度高い耐震性を持つように定められておりますので、このとおり設計してまいります。

次に、2 の処理方式の決定についてですが、PFI 的手法である DBO 方式で建設を予定しています。平成 30 年度に事業者を決定します。その際には、本配慮書における意見も反映し、技術面や経済面など重みづけをしながら総合評価により事業者の決定を行いますので、準備書段階では、決定した事業者が設定する排ガス諸元等を用いて予測評価を行うことになります。

次に、3 のごみ搬入車両についてのご質問ですが、配慮書については年間の台数、ページ 2 の 32 は 1 日当たりの台数でございます。

次に、4 の搬入車両の台数についてですが、北谷津清掃工場は、当初 450t の処理能力を持っていましたが、施設の老朽化等の理由により、平成 20 年度に 3 炉のうち 1 炉を廃止して、処理能力が 300t/日と減少しました。現在は、ごみの減量化の取組みにより、年間のごみ焼却量は 3 万 t 弱で推移していますので、この量と比較すると新清掃工場の搬入車両台数は 7 倍近くになると推定されました。

次に、周辺住民への理解についてですが、隣接する 3 自治会につきましては、平成 27 年に新清掃工場建設にかかわる説明会を実施しておりまして、処理規模増によるごみ収集車量の台数増についても説明を行い、建設同意を得ております。

次に、5 のごみ質の予測についてですが、千葉市で策定しておりますごみ処理基本計画との整合を図り、施設規模の目標年次を平成 43 年度として、人口減やごみ質の変化を含めて検討を行いましてごみ質を設定しております。発注仕様書に記載のごみ質は、高質ごみ、低質ごみでも対応できる幅を持たせたものになりますので、配慮書に記載の排ガス計画値を遵守できる施設となります。

次に、6 の搬入車両のピークについてですが、供用時の影響について、騒音・振動については、1 日の平均的な状況に加え、ピーク時間帯での予測もあわせて行います。大気質については、年間の平均濃度の予測を基本としますが、参考としてピークとなる時間帯の予測も行います。

なお、具体的な手法については、今後提出を予定しています方法書の中で明らかにしてまいります。

次に、7の「重大な影響」の定義についてですが、国や市で定められた環境配慮指針において、重大な影響の有無と複数案の比較検討の2つの観点から評価を行うことを配慮書の目的としていることから、「重大な影響」という文言を用いております。本事業においては、環境基準等との比較、現況からの環境の大幅な悪化の観点から、重大な影響についての評価を行いました。

次に、8の生物の連絡の検討についてですが、配慮書においては、供用時を基本として影響の予測を行っております。方法書以降では、動植物についても調査・予測・評価を行う予定です。

次に、9の計画地内の池についてですが、池は分水嶺で、一番高い部分であり、以前は鹿島川へ流れておりました。現状では下流側が埋め立てられ、自然に雨水がたまっている状況であり、現在はポンプアップして下水道の雨水管に放流しております。新施設の建設に当たっては、基本的には現状のまま残すこととしております。

次に、10の増加率についてですが、現況の濃度に対する増加率を示しています。現況の濃度は、周辺の大気環境常時測定局における測定結果を使用しているため、既存施設による寄与も含まれた濃度となっています。

既存施設との比較についてですが、新施設では、処理する量が増えるため排出量が多くなる一方で、排ガスの濃度は既存施設よりも大幅に改善されます。新施設の排ガス処理施設は、電気集塵器からろ過式集塵器（バグフィルタ）へ変更、さらに、旧施設にはなかった触媒脱硝装置を設置するなどが主な理由であることから、旧施設と新施設との差し引きとなります。

新施設の発注仕様書では、配慮書の排ガス計画値を遵守できる施設であることを条件として事業者を募集して、総合評価により決定していきますが、この際、技術評価のうち幾つか最低条件があります。その中で排ガスの計画値や発電効率などがこれに当たります。

なお、前回の審査会において、現段階では処理方式が未定であるため排ガス諸元等が決定していませんが、次回の審査会では、配慮書に記載の排ガス計画値を用いて排ガス量を想定の上、排出する大気汚染物質の量を比較して示しますと回答しましたので、別紙1を添付しました。別紙1をご覧ください。

新旧施設の大気汚染物質の発生量についてです。下表の算定条件をもとに、上段の表の新旧施設の大気汚染物質の発生量と比較しました。新施設は3炉稼働の数値、既存施設は2炉稼働の数値です。参考に、1炉稼働が通常でしたので、括弧内に記載しました。結果は、この表のとおり、新施設では処理能力が大きくなるため排ガスの排出量も多くなりますが、一方で、排ガスの濃度は既存施設よりも大幅に改善されるため、大気汚染物質等の発生量は大幅に減少いたします。この中の既存施設の数値と新施設のシャフト炉式・流動床式のところをご覧ください。数字については大幅に改善される計画でございます。

次に、質問の11の臭気についてですが、臭気濃度10とは、ある臭気を10倍に薄めた時ににおいを感知しない程度、臭気指数16とは、悪臭防止法で定められた規制

基準値であり、何のにおいかかわかる程度です。

本事業では、敷地境界において臭気指数 16 以下とする計画であり、住居までは距離があることから、近隣住民に対する影響はさらに小さいものになると予測・評価をしております。

次に、12 の臭気は感覚公害であるということについてですが、周辺住民からの苦情がないように、ごみ搬入車両が出入りするプラットフォーム出入り口に自動開閉ドアやエアカーテンを設置するほか、建物内部を負圧にすることで臭気の漏出を防止いたします。また、施設の全休止時においても、脱臭装置を設置し、臭気の漏えいを防止する計画です。そのため、ごみ量の変動、季節にかかわらず、臭気の漏えい防止に配慮した施設としていきます。

次の 13 のごみ収集車に対する対策についてですが、新港清掃工場、北清掃工場と同様に、洗浄装置を屋内に設置します。施設を出る際には洗浄を行ってから場外へ出る計画としております。排水は浄化施設で下水道受け入れ基準まで処理を行った後に下水道に放流する予定です。

次に、14 の図についてですが、既存の施設は古い施設であるため環境アセスメント等は行っておりませんが、建設の際のボーリング調査を行っておりますので、その結果を用いて資料を作成してお示しすると前回の審査会で回答いたしましたので、別紙 2 を添付しました。別紙 2 をご覧ください。

対象事業実施区域周辺の地盤・地下水位等の状況について、1 ページに地形図と土地条件図を、次の 2 ページ、3 ページに既存施設のボーリング調査地点図と地層断面図を追加いたしました。

次に、15 の土壤汚染の調査における地下水質調査についてですが、土壤汚染については土壤汚染対策法に基づき調査を行います。土壤汚染の調査は、地歴調査、表土の調査、地下の土壤や水質の調査というように段階を踏んで行うものであり、地下水の汚染の可能性がある場合には地下水質の調査も行います。

次に、16 の敷地内の日照の予測についてですが、敷地内においても予測は行っておりますので、最終的に確定した諸元に基づき、方法書以降でお示しします。

次に、17 の計画地周辺の史跡や公園などからの景観ですが、配慮書においては、複数案の比較が目的であり、複数案による違いがわかる場所を調査地点としているため、対象事業実施区域に近い地点となっております。今後、方法書以降において 1 つの案に絞り具体的な予測を行う際には、遠景の眺望点についても予測を行います。

次に、18 の煙突のデザインについてですが、既存施設の煙突は赤白とする決まりでありましたが、現在では規制緩和があり、他施設についても赤白のデザインは採用しておりませんので、本施設においても採用しない予定です。千葉市では景観についての計画を景観法の規定により作成しておりますので、この地域に合致したデザインとします。

ちなみに、千葉市では海・まち・里という位置付けがされておまして、この地域は里というイメージで色等も検討するようなことになっております。

次に、19 の処理方式の違いによる燃焼温度ですが、シャフト炉式で 1,800℃、流動床式で 1,300℃程度となっております、同じガス化溶融炉でも温度には差があります。

次に、20 の既存施設の解体により発生する廃棄物についてですが、鉄についてはスクラップとして売却する、コンクリートについては破砕して再資源化・再利用する等の計画で通常発注を行っております。可能な限り再資源化を行うよう努めてまいります。

次に、21 の①についてですが、現状の両方式にかかわる事故等の調査をした結果、施設運営にかかわる重大な事故の実績はありませんでした。

なお、トラブルの未然防止対策として、国では、90 日ごとに焼却炉を停止して点検・整備するよう指導しており、本市の現工場もこのとおり稼働しており、問題はありません。

②についてですが、焼却炉と排ガス処理施設を含めた一括発注を予定しており、発注仕様書では配慮書の排ガス計画値を遵守できる施設とし、総合評価方式により建設事業者を決定します。

③、④についてですが、焼却炉は 24 時間連続運転を行います。

次に、⑤についてですが、発電した電気を工場内で自家消費し、余剰分を売電する計画です。ごみが減った際には稼働する焼却炉の数を調整して対応することから、3 炉構成としております。

最後に、コミミヅクについてですが、フクロウ科の誤りでしたので、方法書の段階で修正をいたします。

以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者からの説明につきまして、委員の皆様よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【鶴見委員】 今ご説明いただいた事業者の見解の 6 ページのNo.22「その他」のコミミヅクを修正していただけるということですが、コミミヅクの「ヅ」は「ス」に濁点の「ズ」ではないでしょうか。これもご確認いただければと思います。お願いします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 確認して修正させていただきます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【能川委員】 大気質についてこの前お尋ねしたのですが、別紙 1 で、発生量が大幅に軽減することはよく理解できました。やはり新しい機械を入れるのはいいことだと私は強く感じました。

それで、どこに書いてあるかちょっとわからないのですが、前回の審査会で説明いただいたパワーポイント資料の 26 の大気質予測結果のところに、先ほども答えにあってよくわからなかったのですが、増加率が 0.2～3.0%という記載があります。

大幅に発生量が減るわけですから、普通に考えると減少すると思いますが、この 26 の図を見ますと、大気質が悪化するというように解釈されますので、この表現はちょっと問題かなと思います。もう少し増加率の計算の仕方を教えていただけますか。

【岡本会長】 お願いします。

【事業者 A】 3 ページの 10 番にも同じようなことが書いてありますが、今お示ししている増加率 0.2～3.0%というのが、現況の濃度に対する増加率をお示ししています。今の既存施設との対比になるので、本来は既存施設の部分を引いてという話になりますが、今回は、現状の濃度に単純に予測した濃度を加えて評価していますので、現況に対して 0.2～3.0%増加するという表現とさせていただいております。

先ほどの別紙 1 でお示したように、単純に今の施設と将来の施設の排ガスの達成量を比べると、確かに少なくなりますので、現況よりもよくなるというのが実際ですけれども、ここの表現については、現況の濃度にプラスということで表現させていただいたので、こういうような増加率という結果になっております。

【能川委員】 わかりました。私がこだわるのは、地域住民の方は、先ほどからご説明いただいているように、処理量が大幅に増加することで、当然、環境、特に大気質に影響があるだろうということを懸念されていると思います。別紙 1 のようにきちんと計算されて予測されている結果を、現況よりも寄与度は減るといえるのか、大気質は改善するということをきちんと説明されるほうが、こういう事業をする時にはとても大事ではないかと常に思っております。

それで、増加率ということを地域住民の方にご説明になると、迷惑施設ではないのですが、絶対必要な施設ですけれども、環境への負荷に対する理解を正しくしてもらえないのではないかと思います。ですから、現況の施設のかわりに新しい施設を稼働した時には負荷量は減りますよというような表現をきちんとしてご説明なさるほうが適切ではないかと思いますので、意見を申し上げました。

【岡本会長】 回答をお願いいたします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 廃棄物施設課です。

今、いただいたご意見につきまして、関係自治会には負荷率ということでは説明していなくて、単純に濃度、既存の工場の排出計画値と新しい工場の排出計画値を見ていただくとわかるように、大幅に違います。そういう意味で、あそこにつくる新しい工場については大幅に良くなりますよというご説明を 3 自治会にして、同意をいただいております。今いただいたご意見については、負荷量と同じですので、それもあわせて追加で説明していきたいと思っています。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

先生、よろしいですか。

【能川委員】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかに質問、ご意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、委員の先生からの質問もありませんので、事業者さんはここで退室になります。千葉市廃棄物施設課さん、どうもありがとうございました。

(事業者退室)

【岡本会長】 それでは、続いて、議題 2「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（答申）」です。

事務局から説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、議題 2 について説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。千葉市北谷津新清掃工場建設に係る計画段階環境配慮書について（答申案）でございます。

1 枚めくっていただきまして、答申の内容となっております。

まず、事業概要及び事業区域の環境状況について明記してございます。

本事業につきましては、平成 28 年度に停止した千葉市北谷津清掃工場を解体・撤去し、安定的なごみ処理体制を構築するために、処理能力 585t/日の新たな清掃工場を設置する計画であります。

事業区域及びその周辺には、農地あるいは山林があるほか、一部住宅も点在し、約 1km 以内には、保育施設や学校等を有する大規模な住宅地が存在し、また御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等、史跡が点在している状況に加え、隣接する大草谷津田いきものの里につきましては、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田となっており、ボランティアによる管理や四季を通じた自然観察会が実施されるなど、市民と自然との触れ合いの場として活用されている環境となっております。

このため、事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要であり、事業者は、以上の地域特性を踏まえ、以下の点について対応することとしております。

意見につきましては、総論と各論との構成としておりまして、まず、総論としましては、複数案に関することとしております。配慮書段階におきましては、処理方式が単一案に絞り込まれていないことから、処理方式の決定に当たっては、配慮書等に対する意見を踏まえ、環境への負荷を可能な限り低減する方式を選ぶこと。また、処理方式は、この後の手続きとなる方法書手続きより後に決定する予定であることから、方法書においては、最も環境に影響を与える場合を想定した調査、予測及び評価方法を明らかにすることとしております。

次に、各論としましては、大気質・悪臭、騒音・振動、生物等の 6 項目について意見を述べることにしております。

まず、大気質・悪臭についてでございます。

1 つ目としまして、既存建物の解体に当たっては、粉じんの飛散防止に万全を期すこと。特に、石綿及びダイオキシン類の飛散・漏えい防止対策の徹底を図ること。2 つ目としまして、旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画となっているため、総排出ガス量が増加する可能性があることから、搬入経路等に配慮するな

ど、周辺環境への影響を可能な限り低減すること。3つ目としまして、ごみ運搬車両及び施設からの悪臭について、可能な限り低減することとしております。

1枚めくっていただきまして、騒音・振動に関することとさせていただきます。

1つ目としまして、既存建物の解体に当たっては、騒音・振動の防止に万全を期すること。2つ目としまして、ごみ運搬車両が増加する傾向であることから、搬入経路等に配慮するなど、車両から発生する騒音による周辺環境に与える影響を可能な限り低減するよう努めること。3つ目としましては、ハイブリッド車、電気自動車等の導入による騒音低減に努めることとしております。

次に、生物への影響に関することとさせていただきます。

事業の実施区域、その周辺には、樹木や野生動植物が存在していることから、既存樹木の保全に努め、野生動植物への影響を少なくするとともに、雨水の地下浸透の推進により地下水や湧水の水量の確保を行うなど、大草谷津田いきものの里を含めた、近隣の自然環境に大きな影響を及ぼさないよう配慮することとしております。

次に、土壌・地下水への影響についてでございます。

清掃工場跡地に新たな清掃工場を設置する計画であることから、土壌汚染の可能性があることを踏まえ、土壌汚染の現況及び地下水への影響を方法書以降で明らかにすることとしております。

次に、廃棄物に関することとさせていただきます。

既存施設の解体あるいは施設稼働に伴い発生する廃棄物については、可能な限り再資源化に努めることとしております。

そして最後に、温室効果ガスに関することとさせていただきます。

1つ目としまして、処理方式がシャフト炉式と流動床式、それぞれの温室効果ガスの排出量、削減量についての算出根拠を示すとともに、事業計画の詳細を決定するに当たっては、施設稼働に伴い発生する温室効果ガスの一層の排出削減に向けて検討し、その過程を明らかにすること。2つ目としまして、ごみ運搬車両が増加する計画でありますので、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の導入により、排出削減に努めることとしております。

以上の内容につきまして、答申案として示させていただきました。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から答申案についての説明がありましたが、何か質問等ございませんでしょうか。先生方、よろしくお願いいたします。

それでは、答申案について、特に修正の意見がないようですので、事務局が作成いたしました答申案を諮問に対する答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡本会長】 先生方、どうもありがとうございます。

それでは、答申としたいと思います。事務局は準備をお願いいたします。

(岡本会長より矢澤環境保全部長へ答申書手交)

【岡本会長】 それでは、事務局は、答申書の写しを配付してください。

(答申書の写しを配付)

【矢澤環境保全部長】 ただいま岡本会長より答申をいただきましたので、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

会長、副会長、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、短い期間であるにもかかわらず、答申を取りまとめていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日いただきました答申を踏まえまして、本市への環境影響が可能な限り低減された清掃工場の建設計画となりますよう、事業者に対し市長意見を提出したいと思っております。

今後も、本市の環境行政の推進に当たり、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

【岡本会長】 それでは、次に、議題 3「その他」についてです。事務局から何かありますでしょうか。

【遠藤環境保全課課長補佐】 次回の審査会の予定についてお知らせいたします。

今回は、3月末に送付いたしました五井火力発電所の準備書の審査となります。五井火力の1回目の審査は、今のところ、6月前半に開催する方向で検討しており、今後、日程調整をさせていただく予定でございますので、ご協力をよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

【安西環境保全課長】 委員の皆様にお知らせいたします。

委員の皆様におかれましては、4月30日で任期満了を迎えることとなり、本日の会議が当該任期での最後の会議となります。2年間どうもありがとうございました。

今後、委員の改選を行うこととなりますが、このたび、4名の方から退任のお申し出をいただいておりますので、ここで紹介させていただきたいと思えます。

本日ご出席いただいております前野副会長、田口委員、能川委員、また、本日欠席されております諸井委員、以上4名の方が今月末をもって本審査会の委員を退任されることとなります。

退任される委員の皆様におかれましては、長きにわたり本市の環境行政はもとより、市政全般にわたりご指導、ご協力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

事務局からは以上になります。

【岡本会長】 ありがとうございます。

今回退任されます4名の先生方につきましては、これまで大変ありがとうございました。

そして、5月から新たなメンバーでの審査となりますので、引き続き委員に就任していただける方におかれましては、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、事務局からほかに何かありますでしょうか。

特になければ、これにて議事を終了といたしたいと思います。議事の速やかな進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

【遠藤環境保全課課長補佐】 岡本会長、どうもありがとうございました。

会議の冒頭でお知らせしましたとおり、本会議は、千葉市情報公開条例の規定により、公開することが原則となっております。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして議事録として発表させていただきます。

これをもちまして、平成29年度第1回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午前10時49分 閉会